

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成24年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成25年3月5日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

兵庫県監査委員

長 岡 壯 壽
藤 川 泰 延
塚 本 隆 文
藤 井 訓 博

平成24年 3月30日付け包括外部監査報告に係る措置

県税の賦課徴収に関する財務事務について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>第3 課税・減免事務</p> <p>【2】個人県民税</p> <p>(1) 市町に対して実施する実地調査においては、課税の網羅性・正確性の視点も重視して実施すべき（意見）</p> <p>実地調査では、計数確認作業にとどまらず、未申告者や不達納税通知書について市町が行う調査方法、税制改正等に対するシステム面あるいは手続面での対応状況等について質問し、疑義がある場合には課税額のサンプルチェックを行うなど、課税の網羅性・正確性の視点も重視して実施すべきである。</p>	<p>これまでの計数確認調査に加え、未申告者への申告勧奨や不達納税通知書の追跡調査、制度変更時の周知方法やシステム変更の状況等について実施記録を確認するなど、市町に対し、課税の網羅性・正確性を重視した調査を実施した。</p>
<p>(2) 減免のサンプルチェックについて、確認手続の明文化及び調査表様式の見直しを行い、結果を明瞭に記録すべき（意見）</p> <p>市町への調査では、減免事務において最も重要な要点の一つである減免の妥当性について、減免申請書の添付書類の妥当性など、そもそも減免要件を満たしているか否かの確認を行ったかどうかは調査表に記録されていない。</p> <p>調査結果の記録は、県として適切な事務を行ったかどうかを示す重要な証拠書類である。減免のサンプルチェックについては、要綱等により減免要件の確認等の手続を明文化するとともに、調査様式も見直し、結果を明瞭に記録すべきである。</p>	<p>事務処理要綱を改正し、「減免調査表」に、「減免要件」「添付資料確認」の項目を追加し減免の確認手続を明文化した。</p> <p>また、定期調査において、減免の要件を満たしているか、添付書類が適正かを確認し、あわせて調査結果を記録することとし、減免確認手続を徹底した。</p>
<p>【3】個人事業税</p> <p>(1) 社会保険診療に係る収入金額を実地調査すべき（結果）</p> <p>社会保険診療や介護保険診療に係る所得を課税標準額から控除するのは個人事業税の算定においてのみであり、事務処理要綱にも必要に応じて実地調査を行う旨を定めていることから、所得税申告書類又は照会文書に記載された収入金額区分の調査については、例えば兵庫県国民健康保険団体連合会への診療報酬請求書や介護給付費請求書と県への申告額を照合するなどの手続を実施すべきである。</p> <p>なお、全件調査が困難であれば、調査対象は保険外診療の割合が高いと想定される事業者を抽出して重点調査したり、あるいはローテーション計画を組んで調査したりする方法で対応すべきである。</p>	<p>社会保険診療に係る収入金額については、抽出調査の実施に向け、関係団体等と決算書等の付表に記載された社会保険診療に係る団体からの払込み額のデータ提供について調整を行っている。</p> <p>具体的なデータ提供方法等が定まった後、抽出調査を実施し、課税の適正化を図る。</p>

<p>(2) 所得税申告時に地方税必要資料等を添付するよう納税者への指導を強化すべき（意見）</p> <p>例年、国・県・市町の三者が納税相談事務等に相互協力して取り組むことを協議しており、その内容のなかで、「住民税・事業税に関する事項」欄への記載の徹底や、添付書類漏れ防止に努めることが盛り込まれてはいるが、依然として不備が発生している現状を踏まえ、三者（国・県・市町）協議において発生頻度の高い不備について具体的な対応策を協議し、税務署での国税申告受付時にできる限り不備の改善指導ができるよう対策を強化する必要がある。</p>	<p>所得税確定申告の納税相談事務に係る国税当局と地方税当局の協議事項において、「住民税、事業税に関する事項」欄への記載の有無の確認及びその記載方法の指導に努めることが確認されている。これを踏まえ、三税共同納税相談事務等の実施要領に、発生頻度の高い不備例を記載し、これらの改善策を講じるよう県税事務所あて通知した。</p> <p>各地域の税務協議会等において、県税事務所から税務署への要請を行っている。</p>
<p>(3) 不動産貸付業の認定基準の金額要件には土地の貸付収入も含めることを検討すべき（意見）</p> <p>土地の賃貸により一定水準以上の収入を得ている場合、当該貸付けを行うに際して様々な公共サービスを受けていると考えられることから、課税の公平性を確保するため、収入基準を土地のみの貸付けにも適用することを検討すべきである。</p>	<p>不動産貸付業の認定基準については、国からの取扱通知を基に近畿府県で取扱いを統一している。</p> <p>兵庫県から国へ提出した「平成25年度国の予算編成等に対する提案」において、個人事業税の対象業種限定の廃止及び対象事業の認定基準を外形基準（不動産貸付業の場合、戸建て住宅10棟以上など）から収入基準への変更を提案した。</p> <p>今後も継続して要望していく。</p>
<p>(4) 収入基準による課税方法に見直すよう国への要望を継続すべき（意見）</p> <p>事業税の応益負担原則及び課税の公平性という観点から、業種の限定列举を廃止したうえで収入基準への一本化へと法律及び取扱通知を見直すよう国へ要望しているが、今後も引き続き積極的に要望すべきである。</p>	<p>兵庫県から国へ提出した「平成25年度国の予算編成等に対する提案」において、「個人事業税の対象業種限定の廃止及び対象事業の認定基準を外形基準（不動産貸付業の場合、戸建て住宅10棟以上など）から収入基準への変更を提案した。</p> <p>今後も継続して要望していく。</p>
<p>(5) 国税データ連携の範囲拡大に向け国への要望を継続すべき（意見）</p> <p>平成23年度から国税連携により申告書データを取り込むことができるようになったものの、データの範囲は限定されており、県税事務所の職員が税務署へ赴き、必要な申告書を抽出・コピー・事務所へ持ち帰って入力する作業は非効率である。</p> <p>県は従来からデータ連携の範囲拡大を国へ要望しているが、今後も引き続き積極的に要望すべきである。</p>	<p>国税データ連携については、これまでの要望等に基づき検索項目の充実など一定の機能改善は行われている。</p> <p>国が行った「国税連携に係る実態調査」において、紙申告の確定申告書2表のデータ化、紙提出の決算書等のデータ化を要望した。</p> <p>また、兵庫県から国へ提出した「平成25年度国の予算編成等に対する提案」において、税務手続のオンライン化等への支援及び税務署・登記所等からの電子データによる情報提供の促進を提案した。</p> <p>今後も継続して要望していく。</p>

<p>(6) 繰越損失が正しく出力されるようシステム改修すべき (結果)</p> <p>現行システムでは、賦課決定データ入力原票を出力すると繰越損失の金額が誤って印字されるため、担当者が過年度履歴画面を改めて開いて確認し、正しい金額に手書きで修正しているのが現状である。新システム構築中の現在、当該エラーは生じないようにする計画とのことであり、遺漏のないように取り組まれない。</p> <p>また、個人事業税の税額計算の複雑性に鑑み、システムへの負荷も勘案しながら、できるだけ手入力の作業が介入しないよう新システム構築において検討されたい。</p>	<p>平成26年1月稼働予定の新税務電算システムでは、損失申告データを基に損失金額をシステム内で正しく管理できるよう改善し、効率的な課税事務を行う。</p>
<p>【4】法人関係税</p> <p>(1) より有効な法人異動調査 (支店法人調査、分割法人調査を含む。)の方法を県全体で検討すべき (意見)</p> <p>法人異動等の情報の網羅的な捕捉は、県の自主財源としての税収確保とともに課税の公平性を確保するために重要であるが、現状では各県税事務所の調査結果を吸い上げる仕組みが十分ではなく、効果的かつ効率的な調査方法について、県全体としての検討が十分になされてきたとは言えない。</p> <p>県税事務所によっては、電話帳、自動車の車庫データ、電話番号データ、不動産取得 (テナント) データ等と法人名簿との突合を実施しており、これらの調査方法の有効性を評価し、新たな調査方法の検討を行う必要があると考える。</p>	<p>自動車税及び不動産取得税の課税情報がありながら法人県民税・事業税の課税情報がないデータを抽出し、県税事務所において法人の捕捉調査を実施した結果、未申告法人の事業所等を新たに発見した。</p> <p>今後も、より効果的かつ効率的な調査手法を検討し課税捕捉に努める。</p>
<p>(2) 不申告法人に対する処置の顛末を網羅的に記録しておくべき (意見)</p> <p>往査を実施した各県税事務所のうち2事務所において、処理欄への処置の顛末が網羅的に記録されておらず、「不申告法人一覧表」を見る限りでは当該申告指導が適切に行われていることが判明しないケースが見られた。</p> <p>申告書催告状 (ハガキ) の発送等の処置が行われていなかったものについては、事務処理要綱の規定に従って対応すべきである。</p> <p>なお、現行の事務処理要綱の規定が効率的なものとなっていないのであれば、あるべき事務処理を検討し、事務処理要綱を改訂すべきである。</p>	<p>事務処理要綱を改正し、不申告法人に対する申告書催告状を一律に送付していたものを、これまでの調査結果を反映し、必要な法人に限って発送することとした。</p> <p>また、不申告法人一覧表の管理については、税務電算システムに処理内容や調査結果を記録し、管理することで、効率的な課税事務に見直した。</p>

<p>(3) 減免の承認理由を減免通知書に具体的に記載すべき（意見）</p> <p>知事が必要と認めるものについては事務処理要綱に諸要件が定められており、本来であれば、事務処理要綱に沿って具体的にどの要件に該当したのか明らかにする必要がある。</p> <p>「県税条例第31条第1項」という記載では具体的な要件が明確でないことから、承認理由を客観的に明らかにするため、減免通知書には具体的な承認理由を記載すべきである。</p>	<p>事務処理要綱を改正し、減免通知書に具体の承認理由を明示することで、減免要件の明確化を行った。</p>
<p>【5】不動産取得税</p> <p>(1) 原始取得に係る物件の評価について、市町との分担の妥当性を継続的に検討すべき（意見）</p> <p>市町との評価分担については最適な分担を一律に定められるものではないが、市町が評価を行うという原則を踏まえつつ、各市町における評価対象物件の面積別の発生件数等のデータを勘案し、評価分担の妥当性を継続的に検討する必要があると考える。</p>	<p>市町と県税事務所において、前年度の評価状況を踏まえ、毎年度、適切な評価分担を協議・検討している。</p> <p>今後も、各市町における評価対象家屋の件数等を勘案し、適切な評価分担を継続的に検討していく。</p> <p>また、市町の評価ノウハウの継承及び向上に繋がる支援を行っていく。</p>
<p>(2) 効果的かつ効率的な課税事務に向けて、国への要望を継続して行うべき（意見）</p> <p>法務局又は市町から登記情報をデータで入手できるように、国に対する積極的な働きかけを継続して実施していくことが望まれる。</p>	<p>兵庫県から国へ提出した「平成25年度国の予算編成等に対する提案」において、税務手続のオンライン化等への支援及び税務署・登記所等からの電子データによる情報提供の促進を提案した。</p> <p>今後も、継続して要望していく。</p>
<p>【6】軽油引取税</p> <p>(1) 調査計画の実行状況についてモニタリングすべき（意見）</p> <p>報告された調査計画や調査実績に対して、より効果的な調査結果を得るためにも、税務課によるモニタリング、具体的には計画率（業者数に対する計画数の割合）や実施率の低さが目立つ事務所がないか、あればヒアリング等を実施することにより計画や調査実績が合理的なものと言えるのかどうかの評価を、県税事務所への指導を含めて適切に実施していく必要がある。</p>	<p>今年度の調査計画策定に当たっては、過去3箇年における①県全体計画率の平均値と、②各事務所の平均値の二つを当面の指導基準として、県税事務所にヒアリングを行い、適切な計画となるよう指導を行った。</p> <p>また、進捗状況確認の際に、計画を極端に下回る事務所に対しては、神戸県税事務所軽油調査課との調査協力制度の活用など、より効率的に調査が進むよう指導した。</p> <p>今後も、年度当初の調査計画提出の際には、前年度の実績を踏まえて計画率の低い事務所に対して指導を行っていく。</p>

<p>【7】自動車取得税及び自動車税</p> <p>(1) 付加物について確認書類の提出を徹底させるとともに、具体的な判断基準を周知すべき（意見）</p> <p>自動車の付加物の取得価額は自動車取得税の算定の基礎となる取得価額に含めることとされていることから、付加物について統一した取扱いを行うため、自動車販売業者等からは価格内訳書や販売証明書等の確認書類の提出を徹底させるとともに、具体的な判断基準を広く周知すべきである。</p>	<p>自動車の付加物にかかる具体的な判断基準及び申告に際しては付加物の取得価格がわかる確認書類の提出が必要であることについて、県ホームページに掲載した。</p> <p>また、チラシを作成し、関係団体等を通じて自動車販売業者への周知徹底を図った。</p>
<p>(2) 自動車税の減免要件の変更が無い事を厳格に確認すべき（意見）</p> <p>自動車税の減免の要件に該当しなくなった場合に正しく届け出なかったとしても実質的にペナルティは発生しないことから、納税者から自主的に届け出ない（あるいは虚偽の報告をする）リスクは高いと考えられる。そもそも自動車税が賦課税であることを考えれば、賦課決定にあたっての調査は厳正に実施する必要がある、減免要件の確認手続も厳格に実施すべきである。</p>	<p>自動車税の減免については、毎年照会をはきによる確認を行うとともに、住基ネットを活用した障害者の生存確認及び住所変更確認を実施している。</p> <p>また、照会をはきの返送がない場合や記載内容に不備がある場合、住基ネットの情報と一致しない場合などは、電話や現地訪問を行い、実態把握を徹底することで、自動車税の減免要件の変更が無い事を厳格に確認していく。</p>
<p>(3) 自動車税は車検時に前納させるよう制度改正を国に要望すべき（意見）</p> <p>新規登録時及び車検時に次回車検時までの自動車税を事前に納付させ、廃車登録時に還付することとすれば、滞納は抑制できると考えられる。自動車税の滞納整理事務を軽減することによる事務効率化の効果は大きいことから、制度改正を国に強く要望すべきである。</p>	<p>兵庫県から国へ提出した「平成25年度国の予算編成に対する提案」において自動車税に係る車検時徴収制度の導入を検討するよう提案した。</p> <p>今後も継続して要望していく。</p>
<p>第4 収税事務</p> <p>【1】収納事務</p> <p>(1) 県税事務所での収納データ修正処理件数の削減に努めるべき（意見）</p> <p>記載漏れや記載誤りのある領収済通知書の提出を防止するような手段（納付書の記載方法に関する説明の見直し等）を講じることにより、できる限り外部委託先で収納データ処理を完結させ、県税事務所での収納データ修正処理件数の削減に努めるべきである。</p> <p>また、領収済通知書の使用そのものを削減する手段として、県での税務新システムの構築を契機に、既に東京都や愛知県で採用されている電子納税の導入も検討されたい。</p>	<p>データ修正が必要な主な要因が、法人関係税の納付書に係る県税事務所番号等の記載漏れであることから、法人に対して、県から送付する申告書に添付した納付書を使用するよう、チラシを同封し引き続き呼び掛けを行った。</p> <p>外部委託先での収納データ処理にあたって、課税番号から県税事務所番号を自動付記するなど、県税事務所での修正処理が容易にできるようデータ処理の改善に向けて外部委託先と調整を進めている。</p> <p>また、電子納税については、平成26年1月稼働予定の新税務電算システムの再構築にあわせて導入を進めることによって、県税事務所での収納データ修正処理件数の削減に努める。</p>

<p>【2】 還付事務</p> <p>(1) 還付加算金の再計算について、事務処理の効率化を図るべき（意見）</p> <p>システムにより還付加算金は自動計算されており、ほとんどのケースでは正確に計算されている以上、手動で全件再計算する合理性は見出し難く、県の管理事務処理要綱においてもそのような事務処理規定は定められていない。</p> <p>したがって、計算誤りが起こりそうな複雑な場合についてのみ再計算を行う方法や、一定件数のサンプルを抽出して再計算を実施する方法等により、現行のシステム下においても事務処理の効率化を図るべきである。</p> <p>なお、今後予定されている税務新システムの構築においても、システムによる正確な自動計算に依拠した事務処理要綱の規定を整備することにより、還付加算金の計算事務手続の効率化を図ることを検討されたい。</p>	<p>平成26年1月稼働予定の新税務電算システムにおいて、還付加算金のシステム対応可能な計算パターンの拡充を行う。</p> <p>また、それに併せて事務処理要綱を改正し、事務処理の効率化を図る。</p>
<p>【3】 督促事務</p> <p>(1) 督促状の発送手続を見直した上で、地方税法の規定に準拠して督促状を発送するよう努めるべき（結果）</p> <p>県では督促状の発送を納期限後概ね27日程度（自動車税については51日程度）で行っており、「督促状は納期限後20日以内に発しなければならぬ」とされている地方税法の規定は訓示的に定めたものであり、20日後に発した督促状が無効になるということではない」という判例が存在しているとはいえ法令違反となっている。</p> <p>現行の督促状発送処理を改めて見直して効率化・迅速化を進めるとともに、実務上発送可能な最短の期限を目標発送日として定め、できる限り迅速に督促状を発送するよう努めるべきである。</p>	<p>督促状の発付日については、金融機関の事務処理日程や納期限後の納付が一定期間あることを勘案し現行どおりとする。</p> <p>なお、県税条例に現行の日程にあわせた規定を設けることを検討する。</p> <p>また、兵庫県から国へ提出した「平成25年度国の予算編成等に対する提案」において、督促状発付期限を各地方団体がその置かれた状況に応じて適切な発付日の判断を行えるよう条例に委任することを提案した。</p> <p>今後も継続して要望していく。</p>
<p>【4】 延滞金の徴収事務</p> <p>(1) 滞納された本税の完納時に延滞金の調定を行うべき（結果）</p> <p>確定した延滞金については調定を行い、徴収に対するインセンティブを向上させなければ、本来、本税と同様に公債権として徴収すべき延滞金の回収が疎かとなる。また、延滞金の滞納処分が放置され見過ごされた場合には、延滞金の催告を不当に拒否し続けた納税者と適切に延滞金を納付した納税者との間で不公平な取扱いとなることにつながることから、少なくとも本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、県の債権として認識すべきである。</p>	<p>新電算システムの稼働に合わせ、平成26年度に本税が完納され確定した延滞金について調定を行い、債権管理の適正化を図る。</p>

<p>(2) 延滞金の検算について、県全体で統一的な規定を定め運用すべき（意見）</p> <p>延滞金の計算誤りのリスクと事務処理の効率化の便益の双方を勘案し、例えば延滞金の計算が1つの年度の利率のみで完結する等単純な場合については、システムの計算結果に依拠し手動による検算を省略するなどして、効率的な事務処理方法を模索すべきである。</p>	<p>延滞金の再計算（検算）については事務処理要綱に定めがあることから、県税事務所に対しその徹底を図った。</p>
<p>【5】滞納整理事務</p> <p>(1) 滞納整理は地方税法に従い、より迅速・厳格に実施すべき（結果）</p> <p>ア 督促を行ってもなお完納しない場合は、地方税法に従って迅速に差押を実施すべき</p> <p>差押えを速やかに行わないことにより、期限内に納付した納税者との公平性を欠いているだけでなく、実際に県の歳入に損害を与えていることから、地方税法に従い、差押え及びその前提となる財産調査は迅速に実施しなければならない。</p> <p>なお、滞納のある債務者に対しては「財産差押予告」等の警告文書を送付しており、警告文書の効果を失わないためにも、実際に納付が行われない限り警告に従った措置を実施する必要がある。</p>	<p>現行の事務処理要綱に従った事務処理及び進行管理を行うことを徹底した。</p> <p>また、「滞納整理ガイドライン（全県版）」を策定し一定の事務処理方針を明確にした。</p> <p>さらに、解決事例をデータベース化して共有する「滞納整理特殊事例検索システム」を整備し、これを活用することで、迅速・厳格な滞納整理の実施や進行管理の徹底を図った。</p>
<p>イ 換価の猶予は、地方税法に定める要件を厳密に解釈して実施すべき</p> <p>換価・取立が遅れることにより延滞金も着実に増加し、完納がさらに困難になることも想定されるため、換価の猶予を行うに当たっては地方税法に定める要件を厳密に解釈して、安易に換価を猶予すべきではない。</p>	<p>現行の事務処理要綱に従った事務処理及び進行管理を行うことを徹底した。</p> <p>また、「滞納整理ガイドライン（全県版）」を策定し一定の事務処理方針を明確にした。</p> <p>さらに、解決事例をデータベース化して共有する「滞納整理特殊事例検索システム」を整備し、これを活用することで、迅速・厳格な滞納整理の実施や進行管理の徹底を図った。</p>
<p>ウ 差押えの解除は、地方税法に定める要件を厳密に解釈して実施すべき</p> <p>差押えを解除することにより差押財産を換価・取立する場合よりも多額の納税を約束させるなど、個々の事案だけを捉えれば納税交渉として合理的な場合もあると考えられるが、そもそも滞納者に納税させることは当然であり、差押えの解除を納税の交換条件とすべきものではない。</p> <p>差押えの解除は地方税法に定める要件を厳密に解釈して安易に実施せず、地方税法に則って滞納整理手続を進めるべきである。</p>	<p>現行の事務処理要綱に従った事務処理及び進行管理を行うことを徹底した。</p> <p>また、「滞納整理ガイドライン（全県版）」を策定し一定の事務処理方針を明確にした。</p> <p>さらに、解決事例をデータベース化して共有する「滞納整理特殊事例検索システム」を整備し、これを活用することで、迅速・厳格な滞納整理の実施や進行管理の徹底を図った。</p>

<p>(2) 積極的な搜索の活用を検討すべき（意見）</p> <p>県税事務所によって対象となる件数や状況は異なっているが、搜索することにより他の納付者に対する啓発の効果もある。また、長期滞納者の財産状況を再度調査し、徴収可能性を見極めた上で停止若しくは不納欠損処理をするなど、適時処理を促進するという効果もあることから、積極的な搜索の活用を検討すべきである。</p>	<p>毎月、税収強化対策本部会議を開催し、積極的に搜索を行うよう徹底している。</p> <p>また、解決事例をデータベース化した「滞納整理特殊事例検索システム」の整備により搜索をはじめとした特殊事案の集約と共有化を行い、搜索の積極活用を図った。</p>
<p>(3) 滞納整理手続のモニタリング方針を明確化すべき（意見）</p> <p>滞納件数が膨大なため、少額案件も含めて全てモニタリングすることは現実的には不可能であるが、滞納金額に応じてモニタリングの頻度を定めるなど、モニタリングの方針を明確化することが必要である。平成26年の新システム導入にあたり、記事の日付から、長期未対応案件をシステム上で抽出できるような仕組みを導入するなど、モニタリングに資するようにシステムを構築するよう検討されたい。</p> <p>なお、当面の対応として、年に1度は担当者との面談を行い、未対応案件の有無等を確認するようなモニタリング手法を導入することも検討されたい。</p>	<p>平成26年1月稼働予定の新税務電算システムにおいてモニタリングに必要な帳票を作成し、高額案件についてモニタリングが可能となる仕組みを導入する。</p> <p>また、新税務電算システムの稼働に合わせて管理・監督者用の「進行管理マニュアル（仮称）」を策定する。</p>
<p>(4) 不納欠損処理を適時に実施すべき（結果）</p> <p>不納欠損処理にあたり、期間帰属の不備が生じないよう、特に決算のタイミングにおいては、滞納者の状況に変化がないかをより厳密に把握する必要がある。</p>	<p>現行事務処理要綱に従って適正に処理することを徹底した。</p>
<p>(5) 自動車税の現年課税分の催告を強化すべき（意見）</p> <p>時効が迫っているような案件は徴収が困難である場合が多く、滞納年数の短い案件の方が費用対効果の面では高いものと考えられる。もちろん時効中断等の手続は重要であるが、より根本的には、そもそも滞納を発生させない、あるいは滞納が発生した場合には早期に納付させることが重要であることから、県内の現年課税分の滞納情報を集約してコールセンターで集中的に電話催告を行うなど、自動車税の現年課税分の催告を強化すべきである。</p> <p>なお、自動車税の電話催告は全国的にも民間委託が進んでおり、積極的に検討されたい。</p>	<p>他府県のコールセンターの設置状況、費用対効果などを検証した結果、現行の自動車税特別対策班による催告を3年間継続し、現年課税分の税収確保に努める。</p>

<p>(6) マニュアルに従い、県税整理票への記録を正確かつ分かりやすく記載すべき（意見）</p> <p>県税整理票は、滞納整理事務を行うにあたって資料とも証拠ともなる重要な記録書類であることから、県税整理票への記録は正確に行わなければならない。</p> <p>また、県税整理票の記載のポイントを示したマニュアルが、県共通の資料として各担当者に配布されているため、マニュアルの活用を徹底することが求められる。</p>	<p>統一マニュアルの活用を改めて徹底した。</p>
<p>(7) 広域滞納者に関する県税事務所間の情報共有と連携を強化すべき（意見）</p> <p>滞納整理の初期段階では、各県税事務所が個々に財産調査等を実施するなど、業務の重複等の点で非効率な部分があるように思われる。入手した情報を適宜、情報共有できる体制を構築し、状況に応じて滞納者が所在する県税事務所で集中管理するなど、臨機応変な対応を図ることができる仕組みを構築し、広域滞納者に関する県税事務所間の情報共有と連携を強化すべきである。</p>	<p>平成26年1月稼働予定の新税務電算システムにおいて、滞納状況や滞納処分の有無など現行の税務電算システムでの共有情報に加えて、財産調査の実施状況、滞納者との折衝内容などの情報も職員がシステム上で共有できるよう、再構築を進めており、広域滞納者に関する県税事務所間の情報共有と連携を強化する。</p>
<p>(8) 徴収率の目標と結果の差異を定量的に分析すべき（意見）</p> <p>啓発活動など、効果が定量的に測定しがたい取組もあるが、県もさまざまな取組による効果額や徴収額は積極的に集計しており、一定の徴収率達成を目標に掲げる以上、こういった効果額や徴収額のデータを十分活用して取組と効果との相関を分析し、具体的にどのような取組でどれだけの効果を上げられたのか、定量的に分析すべきである。</p>	<p>捜索やタイヤロック、公売など徴収確保対策における重点実施項目について計画値と実績値との分析が容易に行えるよう統一様式を策定した。</p> <p>毎月開催している徴収強化対策本部会議において、徴収対策の年間計画とその進捗状況の把握・分析を定量的に行い、以後の対策に役立てている。</p>
<p>【6】個人住民税特別対策</p> <p>(1) 個人住民税特別対策事業終了時までには派遣受入れに消極的な市町に対して整理回収チームの積極的な受入れを要請すべき（意見）</p> <p>個人住民税特別対策事業が終了するまでは、派遣受入れに消極的な市町に対してそのメリットをアピールし、整理回収チームの受入れを積極的に要請すべきである。</p>	<p>平成24年度末で終了する予定にしていたが、市町からの強い存続要請を受け、整理回収チームの併任派遣による支援を3年間継続することとした。</p> <p>なお、平成25年度は、姫路市ほか2市町に新たに派遣する予定である。</p>

<p>(2) 県税事務所における個人住民税徴収対策を強化すべき（意見）</p> <p>現在、整理回収チームが存在するとは言え、将来の個人住民税特別対策事業の終了を見据えて、各県税事務所も計画的に個人住民税徴収対策のノウハウを蓄積していかなければならない。直接徴収の積極的な引受や、研修・会議等を通じた情報及びノウハウの共有・交換の場をより多く設けるなど、各県税事務所の個人住民税徴収対策を強化すべきである。</p>	<p>個人住民税等税収確保推進会議徴収部会の地域別会議において、各県税事務所から市町に対して直接徴収の引受のほか、地域別研修、共同文書催告、共同徴収等について協議を行っている。</p> <p>また、特別徴収の推進を図るため、平成 22 年度以降、県税事務所と市町とが共同で未実施事業者への訪問指導や関係団体への協力依頼を行っている。</p>
<p>(3) 個人住民税特別対策事業の終期について継続的に検討すべき（意見）</p> <p>整理回収チームはコスト分析の結果から、費用を上回る効果を上げており、一定の成果を上げているものと評価できる。</p> <p>一方で、今後県の税務部門の人員が減少していくことを考えれば、整理回収チームを持続的に設置することは困難であることも想定されることから、個人住民税特別対策事業の終期については、状況の変化を踏まえつつ、総合的かつ継続的に検討すべきである。</p>	<p>平成24年度末で終了する予定にしていたが、市町からの強い存続要請を受け、整理回収チームの併任派遣による支援を3年間継続することとした。</p>
<p>【7】不正軽油調査</p> <p>(1) 調査の過程で発見された法令違反に対しては厳格に対応するとともに、対応の判断根拠は明確に記録しておくべき（意見）</p> <p>調査事案について、担当者は税額の更正等の手続は実施しているが、法令違反の事実に対しては、脱税の事実及び意図がなかったことから口頭での指導にとどめており、これら法令違反の詳細や対応方針の根拠については調査報告書に記録されていなかった。</p> <p>少なくとも、発見された法令違反の詳細や悪質性の評価、対応方針等については、調査報告書に明確に記録しておくべきである。</p>	<p>改めて県税事務所に適切な事務処理の徹底を図り、法令違反に対しては厳格に対応していく。</p>
<p>第5 その他税務事務</p> <p>【1】文書管理</p> <p>(1) 管理対象となる公文書の範囲及び管理方法を明確にし、統一的に運用すべき（結果）</p> <p>税務事務において作成あるいは入手する文書は個人情報を含む秘匿性の高い文書も多く、文書の量は膨大である。したがって、公文書として管理すべき文書の範囲、編纂・登録の方法を明確に定め、統一的に運用しなければならない。</p>	<p>文書管理手続に関する規程（文書管理規則及び地方機関処務規程）に基づき、管理対象となる公文書を確認したうえで適正に管理するよう県税事務所を指導し、統一的な運用を図った。</p>

<p>(2) 保存文書のリストを作成し、定期的に文書の現物確認を実施すべき（結果）</p> <p>現状ではどのような標題の文書がどこに何冊保管されているか把握されていないことから、現物確認が行われておらず、盗難や紛失があっても適時に発見できない状況である。</p> <p>速やかに保存文書のリストを作成し、定期的に文書の現物確認を実施すべきである。</p>	<p>リストを作成し、保存文書の現物確認を実施するよう県税事務所を指導した。</p> <p>今後は、このリストに基づき定期的に確認を実施する。</p>
<p>(3) 保存期間が満了した文書は速やかに廃棄すべき（結果）</p> <p>各県税事務所では、保存期間が満了したと思われる文書が相当数保存されていた。盗難・紛失のリスクを排除するためにも、保存期間が満了した文書は、事案が継続しているなど特段の事情が無い限り速やかに廃棄すべきである。</p> <p>なお、文書に保存期間が明記されていないため、一見して保存期間を満了しているか判別できないことから、各文書には保存期間を明記し、年度ごとに整然と保管すべきである。</p>	<p>リストを作成し、保存文書の現物確認を実施するよう県税事務所を指導した。</p> <p>今後は、文書に保存期間を明記し、保存期間が満了した文書の廃棄を速やかに行う。</p>
<p>【2】 税務オンラインシステム</p> <p>(1) 業務専用端末のパスワードを定期的に変更すべき（意見）</p> <p>IDとパスワードが同一で、しかも長期間変更されていない現状では、パスワードが漏洩する可能性が高くなり、ひいては不正な操作によるデータの漏洩や改ざん、消去等のセキュリティ事故が発生する可能性が高くなるおそれがある。</p> <p>業務専用端末のパスワードに関して、少なくとも職員の人事異動のタイミング等に合わせて年に1度は変更すべきである。</p>	<p>平成24年7月6日に一括でパスワード変更を実施した。</p> <p>今後も、定期的なパスワードの変更と職員への教育を行っていく。</p>
<p>(2) 個人端末のパスワードポリシーの設定を強化すべき（意見）</p> <p>パスワード管理を徹底させるためには、パスワードの変更履歴は1個ではなく複数個を設定することが望まれる。また、複雑性に関しては、現状のシステム上での対応が困難であれば、セキュリティ教育での指導を徹底し、将来的にはシステム要件として盛り込み実装することが望まれる。</p>	<p>セキュリティ教育の観点から、パスワードの適正管理を改めて徹底した。</p> <p>平成26年1月稼働予定の新税務電算システムにおけるパスワードポリシー設定強化については引き続き情報企画課システム管理室と協議する。</p>

<p>(3) コンティンジェンシープラン(事業継続計画)の策定について関係部署と協議して取り組むべき(意見)</p> <p>県が定める緊急時対応計画書は障害内容の把握や復旧作業の手配が中心で、税務オンラインシステムの代替運用手法、復旧の手順に関して関係部署との調整が十分ではなく、災害発生時の税務オンラインシステムの復旧が適切に実施されないリスクがある。災害の規模に応じた復旧優先順位を決めて災害時における対応策を検討し、包括的なコンティンジェンシープランの策定に取り組むように関係部署へ働きかけるべきである。</p>	<p>全庁的な情報システムの管理を行っている情報企画課システム管理室に対して働きかけを行っている。</p>
<p>【3】委託事務</p> <p>(1) 契約金額の積算に使用する人件費単価は定期的に見直すべき(意見)</p> <p>一般的に、経済情勢・雇用情勢等により賃金水準は変動しており、また、技術革新等の影響により業務に携わる者に必要とされる経験や能力が変化している可能性もある。随意契約においては競争原理が働かないこともあり、契約金額の積算には特に留意する必要がある。他の随意契約も含め、県の臨時職員の賃金単価等を参考に、人件費単価を定期的に見直すべきである。</p>	<p>人件費単価で契約を締結している2契約のうち、①税務総合オンライン・システム等保守業務については、適正な人件費単価で設計積算していることを確認した。</p> <p>また、②自動車税に係る申告書のコード記入及び分類業務については、同種の作業を委託している他の契約を勘案し、工数(従事人員)を見直し、平成24年度契約の予定価格を2,331千円引き下げた上で委託契約を締結した。</p> <p>なお、②自動車税に係る申告書のコード記入及び分類業務については、平成25年度に単価契約へ切り替えることとしている。</p>
<p>(2) 単価契約を積極的に検討すべき(意見)</p> <p>処理件数等により業務量を測定可能な契約については、処理対象件数の変動状況も踏まえつつ、積極的に単価契約の導入を検討すべきである。</p>	<p>自動車税に係る申告書のコード記入及び分類業務については、平成25年度に単価契約へ切り替えることとしている。</p>
<p>(3) 指名業者の選定要件を見直すべき(意見)</p> <p>「自動車税納税通知書等作成・封入封緘業務」において、指名業者の選定要件はできる限り限定すべきではなく、他の委託業務も含め、指名業者の選定に当たって不要な要件が含まれていないか、見直すことが必要である。</p>	<p>平成25年度の業務委託の入札において、「物品関係入札参加資格者名簿」にフォーム印刷を第1希望業種として登録している業者に限定していた選定要件を、フォーム印刷を希望する全ての業者に見直した。</p>

<p>【4】人材育成</p> <p>(1) 人材育成の体制を充実・強化すべき（意見）</p> <p>職員の教育訓練におけるOJTの重要性は非常に高く、県も人材育成方針の第一として職場内OJTの推進を掲げているが、具体的なOJTの内容や目標に関する指針は設けられておらず、現場での各職員の対応に任されているのが現状である。OJTの基本的な実施項目を定めるとともに、OJTの実施状況を記録・報告する報告書を作成し、定期的な上席者あるいは税務課がレビューすべきである。また、効果的なOJTを実施できるよう、各職員の役割・目標の達成度について本人及び上席者への定期的なフィードバックを行わなければならない。</p>	<p>職場研修推進要領を改正し、各職場における個別指導の実施結果の評価・見直しを年1回から年2回（6ヶ月経過後と年度末）にした。</p> <p>また、年度初めの実施計画及び年度末の実施結果を税務課に提出させ、実施状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行うこととし、人材育成の体制を充実させた。</p>
<p>(2) 若手職員を積極的に配置すべき（意見）</p> <p>長期的に安定した水準で職務を遂行していくためには、若手職員を積極的に配置するとともに、一定期間は継続して実務経験を積める環境を整備し、ノウハウを伝授していけるよう早急に対応策を講じることが求められる。</p>	<p>若手職員等に係る情報を整理し、ベテラン職員と新任職員の共同作業によるOJT等を通じたノウハウ継承が効率的に実施できる人員配置となるよう、毎年、人事当局に要請を行っている。</p>
<p>(3) ノウハウをマニュアル化して体系的に整理すべき（意見）</p> <p>税務事務には特に公平性・一貫性が求められることを鑑みれば、職員の経験や能力によらず一定水準の事務を行うため、ノウハウのマニュアル化は重要である。ノウハウを確実に共有できるよう、現在実務にあたって利用されている各種情報を体系的に整理してデータベース化すべきである。</p>	<p>各税目や事務ごとに事務処理要綱や実質的にマニュアルとして活用されている冊子を整理し、パソコンで体系的に閲覧できる「税務事務データベース」を再構築した。</p>
<p>【5】県税事務所の統合再編</p> <p>(1) 旧兵庫庁舎について早急に売却あるいは利活用すべき（意見）</p> <p>統合再編から既に2年以上経過しており、仮に売却が困難であれば利活用についての次善策を講じるべきである。評価額から推計して、土地のみでも既に1千万円以上の機会損失が生じており、速やかに対応しなければならない。</p> <p>なお、現在は税務課が所管して利活用方針を検討しているが、そもそも遊休財産の利活用を税務課が所管したまま検討することが望ましいのか、十分に検討する必要がある。</p>	<p>旧兵庫庁舎については、科学捜査支援センター（仮称）として兵庫県警察本部が使用することとなった。</p> <p>なお、遊休資産の利活用検討については、平成24年度に設置された財政課資金財産室が総合調整を行い、利活用及び処分を効率的・効果的に推進するよう取り組んでいる。</p>